

川崎市交通局の産業医非常勤嘱託員に関する実施要綱

平成16年6月 1日

16川交庶第176号

最近改定 平成29年4月1日 28川交庶第1023号

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第13条の規定に基づき選任する産業医の非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）に関し、川崎市交通局非常勤嘱託員に関する基準要綱（平成19年3月26日18川交庶第1009号。以下「基準要綱」という。）第34条の規定に基づき、法令等に別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 嘱託員の職名は、産業医非常勤嘱託員という。

(職及び職務)

第3条 嘱託員の職は、産業医とし、職務の内容は別に定めるとおりとする。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、2名とする。

(任用期間)

第5条 嘱託員の任用期間は、任用条件書に定める。

(勤務場所、勤務日及び勤務時間等)

第6条 嘱託員は、庶務課勤務とし、勤務日及び勤務時間等については次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日は、1月のうち、あらかじめ指定する4日とする。

(2) 1日の勤務時間は、午後1時から午後4時までの3時間とする。

(3) 前2号の規定による勤務ができない場合は、勤務日を、1月のうち、あらかじめ指定する3日とし、1日の勤務時間を、あらかじめ指定する4時

間とすることができる。

(年次有給休暇)

第7条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 基準要綱第6条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

3 前条第3号による勤務日及び勤務時間とした場合は、年次有給休暇を付与しないこととする。

4 次の各号に掲げる職員(以下、各号職員という。)であった者が、引き続き嘱託員に任用された場合において、前年度に付与された年次有給休暇又は年次休暇(以下、年次休暇等という。)の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。また、この場合における当該年度の年次有給休暇の付与日数は、当該年度における各号職員の任用期間(この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。)の初日から嘱託員の任用期間の末日までを任用期間とみなして第1項の例により求められる日数から、各号職員の任用期間に付与された年次休暇等の日数を減じて得た日数(0を下回るときは、0)に、各号職員の任用期間の年次休暇等の残日数を加えて得た日数とする。

(1) 嘱託員

(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)第2条の適用を受ける職員

(3) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川

崎市条例第32号)第2条第1項の適用を受ける職員

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項及び第2項に掲げる職員

(報酬)

第8条 嘱託員の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 第1種報酬の額は、月額200,000円とする。

(2) 第2種報酬の額は、通勤の事情等に応じ局長が別に定めるものとする。

(月の中途における任用等の場合の第1種報酬)

第9条 嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た数に第11条第1項に規定する勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第1号の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た数に第11条第1項に規定する勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第1号の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第10条 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条第1項に規定する勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第11条 嘱託員の勤務1時間当たりの報酬額は、第8条第1号に規定する第1種報酬月額を1月の勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上

げるものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が定める。

別表第1 (第7条関係)

勤務年数ごとの休暇日数				
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1日	2日	2日	2日	3日

備考

基準要綱第6条第2項の規定により再度任用する嘱託員が、年度を越えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第39条第3項及び同法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）第24条の3第3項次表の1年間の所定労働日数の区分に応じ、基準要綱第6条第1項の任用の始期から起算した勤務年数の区分ごとに定める日数とする。

別表第2 (第7条関係)

任用月ごとの休暇日数	
4月～9月	10月～3月
1日	0日

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。